

～空き家対策を推進～

空き家対策で静岡県弁護士会と協定を締結します

要 旨

空き家の問題は、相続、権利関係、税制、不動産流通など多岐にわたり、専門的見地から所有者等が抱える困りごとの解決を支援していくことが必要です。このたび、沼津市における空き家対策を推進するため、相続、所有権など法律の専門家団体である静岡県弁護士会と、沼津市の空き家対策に関する連携協定を締結します。

概 要

1 協定締結式について

日 時 令和6年2月8日(木曜日) 午後3時00分～

場 所 市役所4階 特別応接室

出席者 静岡県弁護士会

会長 杉田直樹様／業務改革委員会 委員長 古澤一樹様

業務改革委員会 副委員長 齋藤雄太様／

沼津市

市長 頼重秀一／都市計画部長 土屋剛彦

2 協定内容について

- (1) 空き家の所有者からの相続など法律に関する相談が市に寄せられた際に、所有者の同意を得て弁護士会へ情報提供を行う。弁護士会は、所有者に相談事の解決に向けた提案をするなどの対応を行う。
- (2) 空き家の発生予防を図るため、市が行う広報活動などに、弁護士会が協力する。
- (3) 市が行う空き家の所有者調査において判明した複雑な家族関係や権利関係の整理や法令に基づく空き家への措置の円滑な実施などについて、市から弁護士会に相談があった場合、助言を行う。

お問い合わせ先

沼津市役所 都市計画部 まちづくり指導課 空き家対策係
直通:055-934-4885